（様式１３）

小規模維持補修工事等に係る複数年継続委託

基　本　協　定　書

　長野県○○建設事務所（以下「発注者」という。）と○○○○共同企業体（以下「受注特定者」という。）とは、小規模維持補修工事　※*除雪一体の場合：及び除雪並びに凍結防止剤散布業務*（道路、*除雪*、河川、砂防、都市公園）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小規模維持補修工事　*及び除雪並びに凍結防止剤散布業務*（道路、*除雪*、河川、砂防、都市公園）に関する基本的事項を明確にし、発注者、受注特定者双方の協力のもと、業務の執行を適正かつ円滑に進めることを目的とする。

（業務内容）

第２条　業務の内容は以下のとおりとする。

　　名　称：　小規模維持補修工事　*及び除雪並びに凍結防止剤散布業務*

（道路、*除雪*、河川、砂防、都市公園）

　　箇　所：　小規模維持補修工事　　　　　　○○市町村　○○工区　◯◯線他

*除雪並びに凍結防止剤散布業務　○○線他　○○市町村　○○地区*

　　期　間：　令和７年４月１日　から　令和10年３月31日　まで

（基本的協定事項）

第３条　基本的な協定事項については、次の各号のとおりとする。

（１）発注者は、前条の業務における各年度の委託契約先を受注特定者に指定する。

（２）受注特定者は、当該業務の遂行については、受注特定者が令和○年○月○日に提出した「施工体制提案書」の内容について遵守する。

（３）発注者は、各年度（最終年度は除く）に当該業務の実施状況について、別途定める実施状況評価審査を行い、その評価結果を受注特定者に通知する。

（年度契約及び支払い）

第４条　発注者と受注特定者は、本協定に基づいて各年度の業務の実施に際し、見積書提出等の手続きを経て、工種毎の施工単価をもって年度契約を別途締結するものとする。

なお、見積書の全ての施工単価が、予め発注者が定めた各予定価格以下の場合に契約を締結するものとする。

２　２年目及び３年目の契約においては、予め発注者が定める各工種の施工予定価格（税抜き単価）は、積算単価（税抜き）に初年度における総価の見積額（税抜き）を初年度の予定価格（税抜き総価）で割った比率（総価の見積額（税抜き）／予定価格（税抜き総価））を乗じた金額を予定価格（税抜き単価）として設定するものとする。

　３　前項の契約金額の支払い方法は、各年度の契約書にて規定する。

（業務実施状況評価の扱い）

第５条　第３条第３号の評価審査結果の扱いについては、次の各号のとおりとする。

（１）評価結果が別表の評価Ａの場合は、次年度以降も契約を更新する。

（２）評価結果が別表の評価Ｂの場合は、受注特定者は指摘事項に関する改善案を発注者に提出を要し、その改善案が発注者により承認されない場合は、本協定は解除され、本協定に基づく次年度以降の契約は更新されない。

（３）評価結果が別表の評価Ｃの場合は、本協定は解除され、本協定に基づく次年度以降の契約は更新されない。

（業務内容の変更）

第６条　業務内容の変更が生じる場合は、予め発注者と受注特定者で協議する。

（業務体制の変更）

第７条　受注特定者は、小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式「複数年継続委託」の手続きにより、発注者に提出した施工体制提案書の体制に変更が生じる場合は、発注者に協議して、事前の承諾を得るものとする。ただし、当初提案の施工体制を損ねるような変更はできない。

（解除条項）

第８条　発注者は、第５条第２号及び第３号のほか、次の各号の一に該当するときは、この基本協定を解除することができるものとする。

　（１）受注特定者が、その責に帰すべき事由により、第２条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

　（２）受注特定者が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当（受注特定者が特定共同企業体の場合は、構成員が暴力団等に該当）する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

　（３）前各号の場合のほか、受注特定者がこの基本協定に違反したとき。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第９条　発注者は、発注者の歳出予算において、この協定に係る予算が計上されない場合は、この協定を解除するものとする。

（苦情等の処理）

第10条　業務の執行に伴う第三者からの苦情については、発注者と受注特定者が協力し速やかに処理するものとする。

（損害の負担）

第11条　業務の執行に伴い生じた損害については、発注者、受注特定者それぞれの責めに帰する場合は除き、発注者、受注特定者で協議して処理するものとする。

　　ただし、第８条及び第９条による協定解除の場合は、受注特定者は発注者に対して損害賠償請求できない。

（公平性と透明性の確保）

第12条　発注者及び受注特定者は、本協定による業務が公共事業であることに鑑み、業務の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、業務の促進を図るものとする。

（質疑の解決）

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、発注者と受注特定者が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、発注者と受注特定者が両者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　○年　○月　○日

発注者　　住所

氏名　長野県○○建設事務所長　　○○　○○　印

受特定者　　　○○建設共同企業体

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（別表　業務実施状況評価審査の評価）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価点  （100点満点） | 100点～70点以上 | 70点未満～60点以上 | 60点未満 |
| 評　価 | Ａ | Ｂ | Ｃ |